

訪問介護重要事項説明書

1. 当社が提供するサービスについての相談窓口

電話 088-692-8589 (午前8時45分～午後5時15分まで)

担当 和泉芳枝

※ご不明な点は、なんでもお尋ねください。

2. (有) いずみソーシャル・サポート

ヘルパーステーションあいの概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

事業所番号	3671500316
事業所名	ヘルパーステーション あい
所在地	徳島県板野郡藍住町東中富字敷地傍示50番地1
サービス提供地域	徳島市、鳴門市、板野郡内 その他必要地域

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 同事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	ヘルパー2級	1名			1名
サービス提供責任者	介護福祉士	1名			1名
従事者	介護福祉士	4名	3名		7名
	ヘルパー養成講習 初任者研修、2級修了者	8名	8名		8名

(3) サービスの提供時間

	通常時間帯 8:00~18:00	早朝 6:00~8:00	夜間 18:00~22:00	備考
平日・土・日・祭	○	○	○	

※時間帯により料金が異なります

3. サービス内容

(1) 身体介護

(2) 生活援助

(3) 通院等乗降介助

4. 利用料金

(1) 利用料

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金（料金表）の1割です。

ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額お客様の負担となります。

(通院等乗降介助)

	基本料金（介護報酬額の1割）	介護保険適用料金
通院等乗降介助	¥990	¥99（+移送料金）

(経過的要介護、要介護1～5)

	30分未満	30分～1時間	1時間～1時間30分	1時間30分以上 (30分増す毎に)
身体介護	2,500円	3,960円	5,790円	840円を追加
	20分以上 45分未満	45分以上		
生活援助	1,830円	2,250円		

※基本料金に対して早朝（午前6時～午前8時）、夜間（午後6時～午後10時）帯は上記料金の25%増しになります。

※上表の料金設定の基本となる時間帯は、実際のサービス時間帯ではなく、お客様の居宅サービス計画（ケアプラン）に定められた時間を基準とします。

※やむを得ない事情で、かつ、お客様の同意を得て、2人で訪問した場合は、2人分の料金となります。（※厚生労働省で定める基準）

※処遇改善加算は介護保険適応料金の13.7%です。

(2) 交通費

上記2の(1)のサービスを提供する地域へのサービスの提供は無料です。それ以外の地域へのサービス提供の方は、当事業所の従事者がお伺いするための交通費の実費を頂戴する場合があります。

(3) キャンセル

キャンセルの場合は、キャンセル料は頂きませんが、キャンセルが必要となった時点で至急ご連絡ください。（連絡先：088-692-8589）

(4) その他

- ① 契約者のお住まいで、サービスを提供するために必要な水道、ガス、電気等の費用は契約者のご負担になります。
- ② 料金のお支払方法

毎月15日までに前月分の請求をいたしますので、30日以内にお支払いください。お支払いいただきますと、領収書を発行します。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用方法

まず、お電話等でお申し込みください。当社職員がお伺いいたします。

サービスの提供の依頼を受けた後、契約を結び、訪問介護計画を作成し、サービスの提供を開始します。

※居宅サービス計画（ケアプラン）の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービスの終了

① 契約者のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出下さい。なお、文書は当方で用意してありますので、必要な時はお申し付けください。

② 当社の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

③ 自動終了

以下の場合、双方の文書がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ 契約者が介護保険施設等に入所した場合
- ・ 介護保険給付でサービスを受けていた契約者の要介護認定区分が非該当（自立）と認定された場合
- ・ 契約者が亡くなられた場合及び被保険者資格を喪失した場合

④ その他

- ・ 当社が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務を違反した場合、契約者やご家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当社が破産した場合、契約者は文書で解約を通知することによってすぐにサービスを終了することができます。
- ・ 契約者が、サービス利用料金の支払いを6ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず30日以内に支払わない場合、または契約者やご家族の方などが当社や当社のサービス従事者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、すぐにサービスを終了させていただく場合があります。

6. 当社の訪問介護サービスの特徴

(1) 運営の方針

- ① 高齢者の自立支援
- ② 契約者本位の質の高いサービスの提供
- ③ 従事者の質の向上

(2) サービスの利用のために

事 項	備 考
ホームヘルパーの変更の可否	変更を希望の方はお申し出ください。
従事者への研修の実施状況	実施
サービスマニュアルの作成状況	作成済み
個人情報の使用同意書	同意書をいただきます
その他	

7. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、事前に打ち合わせに従い、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業所等へ連絡します。

医療機関等	病院名	
	主治医氏名	
	連絡先	
緊急時のご連絡先	氏 名	
	連絡先	
	氏 名	
	連絡先	

8. サービス内容に関する苦情受付窓口

☆ヘルパーステーションあい、苦情受付窓口（担当者）

職名：管理者 和泉 岳

受付時間 毎週月曜日～日曜日 9：00～18：00

電話番号 088-692-8589

☆徳島県国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情専用

受付時間 毎週月曜日～金曜日（祝祭日除く）9：00～17：00

受付電話番号 088-665-7205

☆藍住町役場健康推進課 介護保険室 相談・苦情受付窓口

受付時間 毎週月曜日～金曜日（祝祭日除く）9：00～17：00

受付電話番号 088-637-3311

7 虐待の防止について

事業者は、お客様等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者（取締役・和泉 岳）

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

(4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

- (5) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催し、その結果について従業者に周知します。
- (6) 虐待の防止のための指針を整備しています。
- (7) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（お客様の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる高齢者等を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

8 身体的拘束について

事業者は原則としてお客様に対して身体的拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、お客様本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、お客様に対して同意を得た上で次に掲げること留意して必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体的拘束を行った日時、理由及び様態等についての記録を行います。また事業者として、身体的拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 切迫性……直ちに身体的拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- (2) 非代替性…身体的拘束以外に、利用者または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

9 秘密の保持と個人情報の保護について

(1) お客様及びそのご家族様に関する秘密の保持について

- ① 事業者は、お客様の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」、及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
- ② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得たお客様及びそのご家族様の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
- ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
- ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得たお客様又はそのご家族様の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

(2) 個人情報の保護について

- ① 事業者は、お客様から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議や地域ケア会議等において、お客様の個人情報を用いません。また、お客様の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議や地域ケア会議等でお客様の家族の個人情報を用いません。
- ② 事業者は、お客様及びそのご家族様に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。
- ③ 事業者が管理する情報については、お客様の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

10 身分証携行義務

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者またはお客様3か月家族か

ら提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

12 業務継続計画の策定等

- (1) 感染症に係る業務継続計画及び災害に係る業務継続計画を作成します。
- (2) 感染症及び災害に係る研修を定期的(年1回以上)に行います。
- (3) 感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、訓練を実施します。
- (4) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

11 衛生管理等

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知します。
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備しています。
- (3) 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施します。
- (4) 介護支援専門員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (5) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理を行います。

12 事故発生時の対応

・お客様に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、お客様のご家族に連絡を行うと共に、必要な措置を講じます。

また、お客様に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

13. 当社の概要

名称・法人種別 (有) はずみソーシャル・サポート
代表者役職・氏名 代表取締役 和泉 芳枝
本社所在地・電話番号 徳島県板野郡藍住町東中富字敷地傍示50番地1
088-692-8589
定款の目的に定めた事業 1. 介護保険法による居宅介護支援事業
2. 介護保険法による訪問介護事業
3. その他これに付随する業務

訪問介護の提供開始にあたり、契約書及び本書面に基づいて重要な事項の説明を行いました。

事業者
所在地 徳島県板野郡藍住町東中富字敷地傍示50番地1
名称 (有) はずみソーシャル・サポート
ヘルパーステーション あい 印
(事業者番号 3671500316)
説明者氏名 印

私は、契約書および文書面により、事業者から訪問介護についての重要事項の説明を受けました。

年 月 日

契約者 住所
氏名 印

代理人 住所
氏名 印

